

計量法施行規則第75条第3項

1. 当該事業所の従業員であって適正な計量管理を行うために必要な業務を遂行することを職務とする者（「適正計量管理主任者」）が必要な数だけ置かれ、必要な数の計量士の指導の下に適正な計量管理が行われていることまたは当該事業所で計量管理の職務を専任する従業員であって計量士の資格を有する者が必要な数だけ置かれ、適正な計量管理が行われていること。
2. 適正計量管理主任者および従業員が、当該事業所の計量管理を行う計量士により計画的に量目の検査その他の計量管理に関する指導を受け、それに基づき量目の検査および特定計量器の検査を定期的に行っていること。
3. 当該事業所の計量管理を行う計量士の指導の下に計量管理の内容および方法を記載した計量管理規程を定め、これを遵守していること。
4. 適正な計量管理を行うため、次の事項を遵守するものであること。
 - 計量管理を行う計量士が、その職務を誠実に行うこと。
 - 計量管理に関し、計量士の職務を行う上での意見を尊重すること。
 - 従業員は、計量管理を行う計量士が職務を行う上で必要であると認めてする指示に従うこと。

計量法施行規則第77条

次に掲げる事項について記載した帳簿を事業所ごとに備えなければなりません。

1. 計量士が当該事業所で使用する特定計量器について、定期的に検査を行った年月日
2. 検査を行った計量士の氏名、登録番号および計量士の区分
3. 検査を行った特定計量器の種類および数並びにその検査の結果および行った措置の内容

《 上記の帳簿の記載において必要と思われるものの例 》

- | |
|--|
| <p>(1)基準器等および検査設備を管理する帳簿
検査年月日、検査結果、有効期間、基準器検査成績書番号、管理する計量士の氏名、保守管理方法など</p> <p>(2)使用する計量器を管理する帳簿</p> <ul style="list-style-type: none">・計量器管理台帳
店名（社名）、計量器の種類、ひょう量、目量、製造番号、管理番号、購入年月日、検定年月日、メーカー、使用場所など・検査成績の記録
検査年月日、検査の種類、判定、不合格理由、処置、検査者など・計量器検査一覧
名称、住所、検査年月日、計量士（氏名および押印など）、検査を行った計量器の種類（種類、ひょう量、目量、器物番号、メーカー、結果および措置、使用場所） <p>(3)合格証紙（ステッカー）の受け払い等の帳簿
受入枚数、貼付枚数、残枚数</p> <p>(4)量目管理台帳（製造工程中の製品計量を含む。）
検査年月日、商品名、部署や部門、作業員、量目検査の結果（総量、風袋、実量、表記量、呼称量、過不足量）、検査の事項（結果、処置、実施者）</p> |
|--|

これらの帳簿は最終の記載の日から起算して、3年間保存しなければなりません。

添付書類（適正計量管理事業所 - 変更事由）

変更事由が指定に係る事業の全部を譲渡し、または適正計量管理事業所について相続、合併もしくは分割（その指定に係る事業の全部を承継させるものに限る）があった場合は、その事実を証する書面を提出しなければなりません。

(1)事業の全部を譲り受けた場合

事業譲渡証明書および法人にあっては登記事項証明書

(2)適正計量管理事業所の地位を承継した相続人であって、2人以上の相続人の全員の同意により選定されたものの場合

事業承継同意証明書および戸籍謄本

(3)適正計量管理事業所の地位を承継した相続人であって、上記の相続人以外の者の場合

相続証明書および戸籍謄本

(4)合併により地位を承継した法人の場合

登記事項証明書

(5)分割により地位を承継した法人の場合

事業承継証明書および登記事項証明書